

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和5年9月13日  
株式会社Emyii少額短期保険

令和5年台風第13号に伴う災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-936-058

受付時間 : 24時間365日対応 AI電話事故受付

※株式会社あそしあ少額短期保険との共同保険のため、  
連絡は株式会社あそしあ少額短期保険のフリーコールにて承ります。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
福島県	9月8日	いわき市（いわきし） 南相馬氏（みなみそうまし）
茨城県		日立市（ひたちし） 高萩市（たかはぎし） 北茨城市（きたいばらきし）
千葉県		茂原市（もばらし） 鴨川市（かもがわし） 山武市（さんむし） 大網白里市（おおあみしらさとし） 長生郡睦沢町（ちょうせいぐんむつざわまち） 長生郡長柄町（ちょうせいぐんながらまち） 長生郡長南町（ちょうせいぐんちょうなんまち） 夷隅郡大多喜町（いすみぐんおおたきまち）

以上